入札説明書

令和６年３月１１日千葉市公告第２３７号により公告した「出産・子育て応援プラン事業審査等業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　制限付一般競争入札に付する事項

（１）委託業務名

「令和６年度出産・子育て応援プラン事業審査等業務委託」

（２）契約概要

仕様書のとおり

（３）委託期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（４）履行場所

　　　健康支援課が指定又は承認する場所

２　競争入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

1. 令和４・５年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者（共同企業体による参加の場合は、構成する団体等それぞれが当該名簿に登録されていること）。共同企業体による参加の場合、次の各号を満たしていること。
2. 共同企業体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
3. 構成員は（１）ウ・エ及び（２）の条件を満たしていること。構成員間における協定書等において、事故が起きた場合などの責任の所在が明らかになっていること。

イ　参加申込にあたっては、1 事業者 1 参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同体の構築事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

ウ 　一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は一般 社団法人日本プライバシー認証機構が認定する TRUSTe を取得していること。

エ　ISMS（ISO/IEC27001、JISQ27001）又は同等の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク　千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（３）平成30年度から令和５年度までに同種の業務委託（給付金審査事務）を履行した者（契約書の写し等を添付すること。）

３　入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受け

なければならない。

（１）提出期間　公告の日から令和６年３月１８日（月）まで

（２）提出場所　千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

（３）提出方法　持参又は郵送（持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前９時００分から午後５時００分までとし、郵送の場合は令和６年３月１５日（金）午後５時００分までに書留郵便にて必着とする。）

（４）確認通知　令和６年３月２５日（月）までに申請者に確認結果通知書を発送する。

４　入札説明会

　　入札説明会は実施しない。

５　仕様等に関する質問

（１）受付期間

公告の日から令和６年３月１８日（月）正午まで

（２）提出方法

後記10の契約事務担当課に質問書を電子メールで提出すること。

（３）質問に対する回答期限

令和６年３月２２日（金）

（４）回答方法

受付期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

６　入札手続等

（１）入札・開札の日時及び場所

　日時　令和６年３月２８日（木）午後２時００分

場所　千葉市役所３階　L会議室３０１

　　　入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので、必ず持参すること。

（２）入札方法

　　　入札者は、原則として前記（１）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。 ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記10の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後５時００分までに書留郵便にて必着のこと。

（３）入札書に記載する金額

ア　本件は、総価入札とする。

イ　入札金額は、当該業務委託契約の履行に要する一切の費用を含めて見積もること。

ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当

該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札時の提出書類

ア　入札書

イ　積算内訳書（後記（７）の落札候補者のみ提出）

ウ　委任状（入札の際に、代理人が入札・開札に立ち会う場合）

※書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

（５）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第８条第１項に該当する場合は、免除とする。）

（６）最低制限価格

　　　有

（７）落札者の決定方法

千葉市契約規則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（８）無効となる入札

千葉市契約規則第１６条に該当する入札

７　開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場所は、入札に関する権限及び開札

に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）

８　再度入札の実施

（１）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。 （２）再度入札の回数は、１回とする。

（３）再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

９　契約の手続等

（１）契約保証金

 要（ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する者は、免除とする。）

（２）契約書作成の要否

要

（３）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、10の契約事務担当課で閲覧できる。

10　契約事務担当課

　　〒２６０－００２５

　　千葉市中央区問屋町１－３５（千葉ポートサイドタワー１１階）

　　千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

　　電話：０４３－２３８－９９２５

　　Email：shien.HWH@city.chiba.lg.jp